

令和7年度 清瀬市の特別支援教育

1 清瀬市の特別支援教育

- 特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
- 清瀬市における特別支援教育は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の具現化を図るため、**障害の有無に関わらず、支援を必要とする全ての子供たちが自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のための基盤となる「生きる力」を培うことを目指すとともに、個々の違いを認め、全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成を目指しています。**
- 「清瀬市特別支援教育推進計画」では、国の示すインクルーシブ教育システムの理念に基づき、児童・生徒の将来の自立・社会参加に向けて多様な教育を展開し、共生社会の実現を目指しています。



2 清瀬市の小・中学校の取組

- 学校には特別支援教育の推進のために「**校内委員会**」を設置しています。また、校長から指名を受けた教員が「**特別支援教育コーディネーター**」となり、中心となって支援を行います。

【保護者の気付き、相談】

「気になることはありませんか？」

- ・ 授業についていけない
- ・ じっとしていることが苦手
- ・ 思ったことをそのまま言ってしまう
- ・ 友達となじめない
- ・ 朝になるとおなかが痛くなる など

【担任の気付き、心配事】

「何に困っているのかな？」

- ・ 最近元気がない
- ・ 友達とのトラブルが多い
- ・ 忘れ物が多い
- ・ 学習が遅れがち
- ・ 気持ちのきりかえが苦手 など

支援が必要

○ 校内委員会

- ・ 校内における支援体制の整備のために設置され、定期的開催しています。
- ・ 保護者や担任の気付きや相談のあった児童・生徒を支援します。
- ・ 校内で連携して具体的な支援方法の検討を行います。



※ 校内委員会の構成員（例）

校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任、養護教諭、主幹教諭、生活指導主任、スクールカウンセラーなど

○ 特別支援教育コーディネーター

- ・ 特別支援教育に関しての校内での連絡調整役です。保護者の方からの相談窓口や校内委員会の中心となって調整・連携を図ります。

具体的な支援

① 通常の学級内での効果的な支援

○ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動の推進

障害の有無に関わらず、個別の教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに応えることのできる多様で柔軟な教育を展開していきます。

- ・ 分かりやすい授業、学びやすい教室（施設、掲示物）
- ・ みんなが大切にされる学級集団
- ・ 教育活動支援員、学習サポーターの派遣 ※ 教育委員会と連携して進めます。
- ・ 保健室での対応（養護教諭との連携した支援） など



○ 個別的な指導

- ・ 補充学習、個人面談
- ・ 日常的な言葉かけ、状況に応じた対応、授業中の働きかけ、生活面の配慮
- ・ 個別補助の工夫（介助員の派遣など、教育委員会と連携して進めます。） など



② 通常の学級内での補足的な支援

○ 個別的教育支援計画（学校生活支援シート）

- ・ 教育、保健・医療、福祉等の各機関が同じ方向で支援できるように保護者と共に学校が作成します。
 - ・ 本人や保護者を交えて、願いや目標を聞き取り、長期的な計画を立てていきます。
 - ・ 進学の際には次の就学先に引き継ぎ、効果的な指導・支援を継続するために活用していきます。
- ※ 学齢期以降は、「個別移行支援計画」を導入し、社会（進路先）との一貫性のある支援につなげます。

○ 個別指導計画

- ・ 個別的教育支援計画の学校での支援目標をさらに具体化した指導計画です。
- ・ 子供の実態に応じて、本人・保護者と相談しながら作成します。
- ・ 学校は日常の観察などから実態を把握して、指導目標や支援の手だてを計画して指導・支援に役立てます。
- ・ 学期ごと、あるいは学年ごとに指導と評価を見直す短期的な計画です。

○ 個別の指導計画（日本語指導用） ※ 教育委員会と連携して進めます。

- ・ 子供の実態を把握し、必要に応じて、日本語指導員を派遣します。

○ スクールカウンセラー（各小・中学校の校内に相談室を設置 週1回開室）

- ・ 児童・生徒や保護者、教員からの相談を受け付ける心の専門家です。
- ・ 保護者の方のお子さんへの気付きや相談、いじめや不登校の相談など、学校における相談活動の充実のために配置されています。



③ 補足的、集中的、柔軟な形態による特化した支援

○ 特別支援教室

- ・ 普段は通常の学級で授業を受けている児童・生徒が、一部の授業を抜けて（週1～8単位時間程度）、特別な指導を受けることができます。
- ・ 特別な指導を在籍校で受けられるように、市内全ての小・中学校に特別支援教室を設置しています。
- ・ 様々な場面での人とのコミュニケーションのとり方を練習して、人間関係の改善を図ります
- ・ 一人一人に応じた課題に取り組み、活動の充実感から自己肯定感等を高めます。

※ 特別支援教室への入級については、在籍している学校へご相談ください。

- ・ 小学校は「きこえ教室」という名称です。（平成30年度に市内全ての小学校に設置）
- ・ 中学校は「サポートルーム」という名称です。（平成31年度に市内全ての中学校に設置）

○ 通級指導教室（言語障害、聴覚障害への支援）【小学校のみ】

- ・ 令和5年度から言語障害通級指導教室「ことばの教室」が清瀬第六小学校に新設されました。
- ・ 聴覚障害通級指導教室は、現在、清瀬市内に設置していないため、東久留米市立第六ている「きこえの教室」に通います。
- ・ 週に1～2回（1回45～90分）、時間を決めて、通級制で指導を受けます。
- ・ ことばやきこえの問題の解決を図りたい小学生を対象とした学級です。
- ・ 舌や口の動きを滑らかにしたり、音の聞きとりを練習したりしながら発音や発声の練習をします。

○ 支援ルーム【必要に応じて一部の小学校のみ】

- ・ 主に学習上の困難やつまづき等に対する支援を行っています。



④ より一人一人に応じた支援

○ 特別支援学級

- ・ 国語や算数などの教科と生活に結びついた活動を通して、自立的な生活に必要なことを学習します。交流及び共同学習として、通常の学級において授業を受けることもあります。

【知的障害特別支援学級】

- ◎ 比較的軽度の知的障害のある児童・生徒を対象とした学級が小学校に4校、中学校に3校あります。障害の程度に応じた教科書を使用し、少人数のクラスで一人一人に合った指導を行います。
 - ・ 清瀬小学校「あおぞら学級」 ・ 清瀬第六小学校「うめのたけ学級」 ・ 清瀬第七小学校「けやき学級」
 - ・ 清瀬第十小学校「ひまわり学級」 ・ 清明小学校「あおぞら学級」
 - ・ 清瀬第二中学校「5組」 ・ 清瀬第三中学校「F組」

【自閉症・情緒障害特別支援学級】

- ◎ 自閉症や選択性かん黙等の障害がある児童・生徒を対象とした学級が小学校に3校、中学校に1校あります。通常の学級と同じ教科書を使用し、少人数のクラスで一人一人に合った指導を行います。
 - ・ 清瀬第三小学校「そよかぜ学級」 ・ 清瀬第八小学校「たいよう学級」
 - ・ 清瀬中学校「1組B」



■ 特別支援学級新設・移設計画について【概要】

年々増加傾向にある特別支援教育に対するニーズに対応できるよう、特別支援学級の新設・移設を計画的に進めています。

【基本的な考え方】

- 一校あたりの特別支援学級の数を減らして、指導スペースにゆとりをもたせます。
- 一校一障害種として、通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現させます。
- 公共施設の再編や地理的条件を踏まえた設置を行います。

【特別支援学級新設・移設計画（令和3から11年度まで）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
清瀬小学校	知・情	知・情	知・情	知	知		新校準備期間（プレハブなど）		
芝山小学校									
清瀬第三小学校	〔体験・訪問〕	情（移行期間）	情（移行期間）	情	情	情	情	情	情
清瀬第四小学校									
清瀬第六小学校				〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知
			言語	言語	言語	言語	言語	言語	言語
清瀬第七小学校	知・情	知・情	知・情	知	知	知	知	知	知
清瀬第八小学校	〔体験・訪問〕	情（移行期間）	情（移行期間）	情	情	情	情	情	情
清瀬第十小学校			〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知
清明小学校			〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知
清瀬中学校	知・情	知・情	知・情	知・情	情	情	情	情	情
清瀬第二中学校		〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知	知
清瀬第三中学校		〔体験・訪問〕	知（移行期間）	知（移行期間）	知	知	知	知	知
清瀬第四中学校									
清瀬第五中学校									

※清瀬第五中学校は、中学校特別支援教室拠点校

*体験・訪問期は、新設前に学校の雰囲気を経験する等の訪問を行う。

⑤ 学校の教育環境向上に関わる支援

○ 清瀬市教育委員会

- ・ 学校からの要請により専門家等の派遣を実施して学習環境の整備をしています。
- ・ 教育活動支援員が担任を支援することで、子供たちが授業に取り組みやすい環境を整えます。
- ・ 各小・中学校に心理、発達、教育等の専門家（医師、都立特別支援学校のコーディネーター等）を派遣して、学校に指導や支援についての助言を行うなど、教育環境の向上を図ります。
- ・ スクールソーシャルワーカーなどによる不登校の児童・生徒への支援を行っています。
- ・ 身体的な理由により、教室移動や着替え、学校行事の参加など第三者による支援が必要な場合には、介助員の配置も行っています。

① 特別支援学級等への入級・転学に関わる相談の受付

- ・ 小・中学校に在籍しているお子さんが特別支援学級、特別支援教室・通級指導教室（言語面や聴覚面での課題を中心に指導）に転学・入級する際に相談を実施しています。
- ・ 新小・中学校一年生になるお子さんの就学先に関する相談を実施しています

(1) 就学・転学相談

- ・ 小学校・中学校に次年度就学するお子さんが対象です。
就学先に悩んだり、通常の学級以外の就学先を考えたりしている場合に、就学相談の対象となります。
就学先については、医師との面談、心理検査、行動観察などを通して、保護者の方と一緒に考えていきます。（就学支援委員会）
- ・ 通常の学級に通っているお子さんが特別支援学級へ転学する、または特別支援学級に通っているお子さんが通常の学級へ転学するなどの場合も相談の対象となります。
転学については、心理検査、転学先の見学・体験、面談などを実施して、判定を行います。

(2) 入室相談

- ・ 通常の学級に通っているお子さんが特別支援教室や通級指導教室（言語面や聴覚面での課題を中心に指導）へ入室するために実施する相談です。
- ・ コミュニケーションなどの情緒面や、言語面等でお悩みのお子さんが対象になります。
- ・ 心理検査、通級指導学級の見学・体験を実施して、入級の判定を行います。

② 清瀬市教育支援センター「フレンドルーム」

- ・ 学校に登校できない、もしくはその傾向にある児童・生徒への支援を行います。
- ・ 入室については、在籍している学校へご相談ください。



③ スクールソーシャルワーカー

- ・ 学校に登校できない、もしくはその傾向にある児童・生徒への支援を行います。
- ・ ご家庭・学校・関係機関と一緒に問題の解決方法について話し合いながら、本人の自己実現に向けた支援を検討します。

④ 教育相談室

- ・ 心理士が児童・生徒や保護者の方からの相談をお聞きします。保護者の方のお子さんへの気付きや子育てに関する悩みの相談、いじめや不登校の相談などを受け付けています。
- ・ 就学支援委員会や特別支援教室等入室判定会で必要となる心理検査も行っています。
- ・ 電話やオンラインによる相談も受け付けています。



⑥ 関係機関との連携による支援

○ 幼稚園・保育所等との連携



〔就学支援シート〕

- ・ 幼稚園・保育所等が、保護者の希望によって保護者と協力して作成します。
- ・ 保護者と幼稚園・保育所等がそれぞれお子さまの様子や配慮してきたこと等を記入し、就学先に引き継ぎを行います。

※ 就学支援シートは下記の流れで引き継がれます。

- ① 就学時健康診断通知書とともに保護者へ用紙の配布
- ② 保護者と幼稚園、保育所等がそれぞれ記入
- ③ 幼稚園・保育所等から教育委員会へ提出
- ④ 教育委員会から就学先の学校へ引継ぎを行う



○ 都立特別支援学校との連携

〔副籍制度〕

- ・ 都立特別支援学校に通っている児童・生徒が地域の学校に副次的に籍を置く制度です。
- ・ 都立特別支援学校と地域とのつながりとして、保護者の希望に沿って地域の学校で交流を行います。

※ 交流の例

- ・ 直接交流の具体例 … 授業参加(音楽、体育、生活)、文化祭、運動会、展覧会、音楽集会、縦割りグループの外遊び、朝の読み聞かせ など
- ・ 間接交流の具体例 … 学校便りの交換、作品展示 など

〔都立特別支援学校センター的機能を活用した特別支援教育の推進〕

- ・ 各小・中学校において、都立特別支援学校のコーディネーター等の巡回相談を定期的実施することで、小・中学校の特別支援教室担当教員や通常の学級の担任等の指導力向上を図っています。

3 相談窓口の紹介

○ 清瀬市教育委員会 教育部 教育指導課 教育支援係 Tel 042-497-2552

- ・ 新小学校1年生、新中学校1年生の就学に関わる相談
- ・ 特別支援学級(固定学級、通級指導学級)への転学に関わる相談
- ・ 特別支援学校への転学に関わる相談

○ 清瀬市教育相談室 Tel 042-493-3526

- ・ 0歳から18歳までの子ども及びその保護者、幼稚園、保育所、学校などの先生方の相談(子どもの発達、不登校、子どもとの接し方等について)
- ・ 保護者の方には面接を通して相談を進めます。
- ・ お子さんには、話や遊び、あるいは心理検査等を通して様子をつかみ、その状態に応じた働きかけをします。
- ・ 相談は予約制です。まずは電話にてお申し込みください。

○ 清瀬市子ども家庭支援センター Tel 042-495-7701

- ・ 18歳までの子ども自身、その保護者や家族、子どもに関わる関係者からの相談
- ・ 必要に応じて各種情報提供や専門機関やサービスの紹介をします。

○ 清瀬市福祉・子ども部 障害福祉課 障害福祉係 Tel 042-497-2073

- ・ 障害に関わる相談、支援、手続き
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の相談
- ・ 手帳取得後の相談
- ・ 各種障害福祉サービスの利用申請

